

福岡市地域交流広場助成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域において、幼児から高齢者までの住民のために、空地を利用して自由に交流できる場を自主的に設置し、管理運営する地域住民団体に対し、必要な助成を行うことにより、地域住民の交流の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「地域交流広場」とは、地域住民団体が、その地域の交流の場を設置することを目的として、所有者から借用して管理運営する民有地で、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、市長の認定を受けたものをいう。

- （1）当該小学校区内に地域交流広場がないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- （2）面積が500平方メートル以上で、3年以上無償で使用できること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（助成の内容）

- 第3条 本市においては、地域交流広場を管理運営する地域住民団体に対し、地域交流広場の管理運営に要する経費の負担の軽減を図るため、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）に基づき補助金を交付するとともに、必要と認める場合は、地域交流広場の施設（以下「施設」という。）を貸与し、又は当該土地の整地をするものとする。
- 2 市長は、8,500,000円の範囲内で、標識及び外柵の貸与並びに土地の整地をすることができる。
 - 3 区長は、年額30,000円の範囲内で、管理運営事業補助金を交付することができる。
 - 4 前項の補助金の交付対象となる経費は、地域交流広場の管理運営に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費については、補助対象外とする。

（書類の提出先）

第4条 この要綱の規定により市長に提出すべき書類は、地域交流広場の所在地を所管する区長に提出するものとする。

（地域交流広場設置計画書の提出）

第5条 地域交流広場を設置しようとする地域住民団体の代表者は、第3条の助成を受けようとする年度の前年度の8月末日までに、地域交流広場設置計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(地域交流広場の認定等の申請)

第6条 地域交流広場を設置しようとする地域住民団体は、地域交流広場の管理運営のための委員会（以下「管理運営委員会」という。）を設置するとともに、当該管理運営委員会の規約を定め、地域交流広場認定、施設貸与及び土地整地申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域交流広場管理運営委員会規約
- (2) 地域交流広場管理運営委員会役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 地域交流広場管理運営委員会規約には、次の各号に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 事業
- (3) 構成
- (4) 役員に関する事項
- (5) 会議に関する事項
- (6) 経費に関する事項

(暴力団の排除)

第6条の2 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、第6条、第8条、第10条及び第15条に規定する管理運営委員会の代表者（以下「代表者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、地域交流広場の認定及び経費の助成をしないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、地域交流広場の管理運営を行う者が前項各号のいずれかに該当したときは、地域交流広場の認定及び経費の助成の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、地域交流広場の認定及び経費の助成からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(地域交流広場の認定等の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、適当と認めたときは、地域交流広場の認定等を決定し、地域交流広場認定、施設貸与及び土地整地決定通知書（様式第3号）を当該管理運営委員会に交付するものとする。

2 市長は、必要と認める場合は、前項の決定に条件を付することができる。

- 3 第1項の規定により地域交流広場の認定の決定を受けた管理運営委員会は、速やかに土地の所有者と土地使用貸借契約を締結し、その写しを市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により施設の貸与の決定を受けた管理運営委員会は、速やかに地域交流広場施設借用書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 5 施設の貸与期間は、貸与した日の属する年度の末日までとする。

（施設貸与の更新の申請）

第8条 施設の貸与の更新を希望する管理運営委員会は、施設の貸与期間の終了する日の1週間前までに、地域交流広場施設貸与更新申請書（様式第5号）に土地使用貸借契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（施設貸与の更新の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、適当と認めたときは、施設の貸与の更新を決定し、地域交流広場施設貸与更新決定通知書（様式第6号）を当該管理運営委員会に交付するものとする。

（補助金の交付の申請）

第10条 第3条の補助金の交付を受けようとする管理運営委員会は、地域交流広場管理運営事業補助金交付申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1）地域交流広場管理運営事業収支計画書
- （2）地域交流広場管理運営事業計画書
- （3）地域交流広場管理運営委員会役員名簿
- （4）地域交流広場管理運営委員会規約

（補助金の交付の決定）

第11条 区長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、地域交流広場管理運営事業補助金交付決定通知書（様式第8号）を当該管理運営委員会に交付するものとする。

（補助金の交付の時期）

第12条 区長は、規則第17条第1項ただし書の規定に基づき、前条の交付の決定後速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告書の提出）

第13条 管理運営委員会は、補助金の対象となる事業の年度が終了したときは、速やかに地域交流広場管理運営事業実績報告書（様式第9号）を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 区長は、前条の報告書を受理したときは、規則第15条の規定に基づき様式第10号により必要な調査確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域交流広場管理運営事業補助金確定通知書（様式第11号）を当該管理運営委員会に交付するものとする。

2 区長は、前項の規定により確定した補助金の額と、既に交付した額とに過不足が生じたときは、規則第17条第2項の規定により清算を行うものとする。

（役員変更届の提出）

第15条 管理運営委員会は、その役員に変更が生じたときは、地域交流広場管理運営委員会役員変更届（様式第12号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（廃止届の提出）

第16条 管理運営委員会は、地域交流広場を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の属する前年度の8月末日までに、地域交流広場廃止届（様式第13号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（施設等の撤去）

第17条 地域交流広場を廃止する場合の標識及び外柵の撤去並びに土地の原状回復は、地域交流広場の供用が3年以上のときは市が行い、3年未満のときは管理運営委員会の負担において行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

（固定資産税等の減免）

第18条 市長は、土地所有者から地域交流広場の用地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の減免申請がなされたときは、これを減免する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

（児童広場助成要綱の廃止）

2 児童広場助成要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前において児童広場助成要綱の規定により認定された児童広場については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１５年６月６日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、平成２９年３月３１日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、平成３３年３月３１日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、平成33年3月31日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、平成33年3月31日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、令和7年3月31日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、令和7年3月31日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(期 間)

- 1 この要綱の有効期限は、令和7年3月31日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（期 間）

- 1 この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（期 間）

- 1 この要綱の有効期限は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表 補助対象外経費

経費区分	内容等
人件費	補助対象団体の役員等の役職に対する手当
食糧費	団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等に要する経費。 ただし、酒類代を除く管理運営のために必要な茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。（1人1日200円以内）
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費